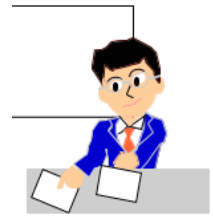


# 前略、社長様

高橋会計事務所通信 Vol.7(平成21年4月号)



発行 高橋会計事務所(毎月10日発行)

東京都阿田市森野2-27-12 ローゼンビルE号室

Tel: 042-721-2637 Fax: 042-721-6648

## Topic

### ▶ 新年度の給与事務にご注意

平成21年3月分から、全国健康保険協会管掌の介護保険料率が改定されています。

多くの会社では4月中に支払う給与から適用することになりますのでご確認ください。

### ▶ 改定後の保険料率

今回の改定により、40歳以上65歳未満の方の健康保険料負担は  $46.95/1000$  となっています。

なお、それ以外の方については介護保険料の負担はありませんので、これまでどおり  $41/1000$  で変更はありません。



### ▶ 適用はいつから？

毎月の保険料は翌月末、例えば3月分の保険料は4月30日に引き落とされます。

その保険料を控除する時期については「支払う給与から前月分の保険料を控除することができる」とされています。

従って、会社としては4月中に支払う給与で3月分の保険料の控除を行うのが一般的です。

ただし、中には3月分の保険料を3月中に支払う給与から控除する会社(月末に社会保険料の預り金残高がある場合)もありますので、適用時期の判断にあたっては自社の処理方法を今一度ご確認ください。

### ▶ 控除額を間違った場合

万が一、控除額を間違った場合は、次月以降の給与などで必ず調整を行ってください。

その際には従業員さんをご相談のうえ、過度の負担にならないような配慮が必要でしょう。

(山本)

## Column .....

### 教室はまちがうところだ

税理士の社会貢献の一貫で、小学校に赴き租税教室を実施していますが、教室で、掲示してあった詩が目にとまりました。

「教室はまちがうところだ」(作：蒔田晋治)という詩です。

もとは中学校の教師である作者が担任した学級の生徒たちに呼びかけた詩ですが、評判になり、全国に広まったとのこと。教育関係者の中では有名な詩のようです。

かなりの長文なので、出だしだけを抜粋します。

『教室はまちがうところだ  
みんなどしどし手を上げて  
まちがった意見を 言おうじゃないか  
まちがった答えを 言おうじゃないか  
まちがうことをおそれちゃいけない  
まちがったものをワラっちゃいけない... 』



こども達だけのものにしておくのは、もったいない気がします。

インターネットで検索すると全文が見られますので、一度ご覧になってはいかがでしょうか。

(駿馬)

## 連載記事 ➡ .....

### 変動損益計算書を読む 第七回

固限界利益から固定費を差し引いたものが、経常利益となります。

経常利益は、一般の損益計算書で表示されるそれと同額です。

経常利益は、会社の事業活動により得られた利益を意味します。

⑦ 限界利益－固定費＝経常利益

#### 編集後記

春になると、日本に桜の木が多いことに改めて気付かされます。

いつも車で走る道の街路樹、電車の窓から見える桜色の風景、こんなところにも桜があったのかと見上げています。

家の裏の今年改築された小学校の桜も、伐られたところから遅く枝を伸ばして咲いていました。

山本